

2007年1月11日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年12月19日付けで諮問（第227号）された固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第1条は、日本国憲法第25条に規定されている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念に基づき、「…国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と

規定している。

この、最低限度の生活を保障するため、法第11条により8種類の扶助を行うこととされ、その決定は、法第24条により「保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」（第1項）ことと「第1項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。（以下略）」（第3項）ことが定められている。

また、この決定には、要保護者及びその扶養義務者の資産及び収入状況が必要であり、法第29条は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、…報告を求めることができる。」とされている。

この規定に基づき熊本市福祉事務所長から照会があつたため、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

生活保護の要保護者及びその扶養義務者の固定資産税の課税状況

イ 目的外提供の相手方

熊本市福祉事務所長

ウ 目的外提供の根拠規定

生活保護法第29条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、生活保護法第29条の規定に基づくものである。

法第29条は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、…報告を求めることができる。」と定めている。この規定は、都道府県知事、市長、社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長及び福祉事務所長に対し、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した福祉事務所長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、「申請のあつた日から14日以内に保護の要否等を通知しなければな

らない」業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外提供の必要性

本件の目的外提供に係る個人情報とは、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会が、課税権者である市長が生活保護行政を行っており、そのために必要な生活保護業務をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、「保護の要否、種類、程度及び方法を決定」(法第24条第1項)する事務のために行うもので、迅速に取り扱われるべきものであり、扶養義務者本人に通知することにより扶養義務者から差し止め請求がなされると要保護者の生活保護認定に支障が生じることから、本人に事前に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、本人への通知は省略し、扶養義務者に事後通知することでその代わりとしたい。

(4) 提出資料

- ア 課税台帳交付依頼書(写し)
- イ 扶養義務者の調査回答書
- ウ 生活保護法抜粋
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、法第29条の規定に基づくものである。

法第29条の規定は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、…報告を求めることができる。」と定めているが、この規定は照会を受けた側が照会に応じなければならない旨を定める規定ではない。

したがって、この規定に基づく熊本市福祉事務所長からの本件照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した社会福祉事務所長によってなされたものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、法24条は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」（第1項）こと及び「第1項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。（以下略）」（第3項）ことを定めており、本件照会にかかる事務の適正かつ迅速な実施をするためになされたものである。

そして、本件の目的外提供に係る個人情報、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会は、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによってなされたものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められる。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、「保護の要否、種類、程度及び方法を決定」（法第24条第1項）する事務のために行うもので、迅速に取り扱われるべきものであり、扶養義務者本人に通知することにより扶養義務者から差し止め請求がなされると要保護者の生活保護認定に支障が生じる。また、実施機関では扶養義務者本人には事後通知することとしている。

また、実施機関では、要保護者本人に対しては照会があつた市区町村長に対し、要保護者本人に「藤沢市に対し課税照会した旨」を連絡することを条件とし、係る連絡をもって本人通知に代えることとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上